

岩手県収用委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

岩手県収用委員会

会長 須山 通治

岩手県収用委員会規則第3号

岩手県収用委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）の規定に基づき、岩手県収用委員会が保有する個人情報及び死者に関する情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(個人情報ファイル登録簿の作成及び公表)

第3条 個人情報ファイル登録簿の作成及び公表については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（令和5年岩手県規則第12号）第3条の規定の例による。

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第4条 法第87条第1項（条例第11条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の行政機関等が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第76条に規定する行政情報センター内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	閲覧若しくは視聴又は複製物の交付
2 磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、岩手県収用委員会が保有する電子計算機その他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるもの	紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付

(送付に要する費用の納付)

第5条 行政文書の写し等を送付する方法により保有個人情報又は死者に関する情報の開示を受ける者は、条例第6条第3項（条例第11条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により手数料を納付する際に、当該行政文書の写し等の送付に要する郵便料金等に相当する額を併せて納付しなければならない。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 岩手県収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（平成13年岩手県収用委員会規則第3号）は、廃止する。